

**議案第49号**

**養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び  
活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について**

養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月5日提出

養父市長 広瀬 栄

**養父市条例第 号**

**養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び  
活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正  
する条例**

養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成23年養父市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第5条第5項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項」に改め、「基本計画」の次に「（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）」を加え、「集積区域（以下「同意集積区域」という。）」を「促進区域」に、「法第15条第2項に規定する承認企業立地計画」を「法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条」を「法第25条」に、「省令（平成19年総

務省令第94号。以下「省令」という。)第4条に定める業種に属する事業のために省令第3条」を「省令(平成19年総務省令第94号)第2条」に、「企業立地」を「地域経済牽引事業」に、「産業集積の形成及び活性化」を「成長発展の基盤強化」に改める。

第2条中「同意集積区域内」を「促進区域内」に、「法第5条第5項」を「法第4条第6項」に改める。

第5条第1号中「法第15条第2項」を「法第14条第2項」に、「承認立地計画」を「承認地域経済牽引事業計画」に改める。

第8条中「及び養父市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年養父市条例第63号)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (基本計画に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例(以下「旧条例」という。)第1条の規定による企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以下「旧法」という。)第5条第5項の規定による同意(旧法第6条第1項の変更の同意を含む。)を得た旧法第5条第1項に規定する基本計画は、なお効力を有するものとする。

##### (企業立地計画に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例第1条の規定による旧法第14条第3項の規定による承認(旧法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。)を受けた企業立地計画については、なおその効力を有するものとし、当該企業立地計画に関する課税免除については、なお従前の例による。

議案第49号 養父市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>養父市<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化</u>のための固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）</u>第5条第5項の規定による同意を得た基本計画に定められた<u>集積区域（以下「同意集積区域」という。）</u>において、<u>法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従い、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）</u>第4条に定める業種に属する事業のために省令第3条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることにより、市における<u>企業立地を促進し、産業集積の形成及び活性化</u>を図ることを目的とする。</p> <p>（課税免除）</p> <p>第2条 市長は、<u>同意集積区域内</u>において、<u>法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に対象施設を設置した事業者</u>に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年</p>	<p>養父市<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化</u>のための固定資産税の課税免除に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）</u>第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（<u>法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの</u>）に定められた<u>促進区域</u>において、<u>法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）</u>に従い、<u>法第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）</u>を設置した事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることにより、市における<u>地域経済牽引事業を促進し、成長発展の基盤強化</u>を図ることを目的とする。</p> <p>（課税免除）</p> <p>第2条 市長は、<u>促進区域内</u>において、<u>法第4条第6項の規定による基本計画の同意の日から起算して5年以内に対象施設を設置した事業者</u>に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度</p>

現 行	改 正 案
<p>度から3年度分に限り、課税を免除することができる。</p> <p>(課税免除の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>法第15条第2項の規定により承認立地計画</u>を取り消されたとき。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年養父市条例第62号) <u>及び養父市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年養父市条例第63号)</u>の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p>	<p>から3年度分に限り、課税を免除することができる。</p> <p>(課税免除の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>法第14条第2項の規定により承認地域経済牽引事業計画</u>を取り消されたとき。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定は、養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例(平成16年養父市条例第62号)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。</p>